

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和5年7月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	6	10	4	1	1,372	4	1,397

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和5年7月分)

▶(都民の声)宿泊税について教えてほしい。

(回答)都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。ホテル又は旅館の経営者が、宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて申告して納めます。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。税額は以下のとおり計算します。

【税額】

宿泊数×税率

【税率】

宿泊料金(1人1泊)	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <税金の種類> <宿泊税>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>

▶(都民の声)納期限を過ぎてしまった税金はどこで払えばよいですか。

(回答)納期限を過ぎてしまっても、納税通知書等の納付書をお持ちでしたら、金融機関等において都税の納付をすることができます。

なお、延滞金がかかる場合は、後日、納付いただく延滞金のみの納付書を送付いたします。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <都税Q&A> <都税:税金一般>

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/index\\_a.html#q12](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/index_a.html#q12)

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。